

本案ニ於テハ兵器、彈藥、爆發物、硝石、硫黃、米、石炭、船舶其他陸海軍用品等、凡ソ今回ノ議ニ依リ戰時禁制品トスルニ一定シタル物品ヲ禁ジタリ。而シテ其ノ輸出ヲ禁ズルノ理由トスル所ヲ見ルニ、曰ク戰時禁制品ニ關スル規程ハ中立國人ニ對シテ行ハル、モ、帝國臣民ニ對シテ行ハレズ。故ニ此ノ發令ヲ要スト。仍チ恰モ外ヲ禁ジテ内ヲ許スハ公平ナラズト爲スモノノ如シ。

然レドモ外交ノ實際ニ於テ、交戰國ガ其ノ戰時禁制品ト看做ス所ハ輸出スルコトヲ内國臣民ニ向テ禁ズルハ常例ニ非ズ。英國千八百五十四年二月十八日（露土戰爭）ノ樞密院令ヲ以テ兵器彈藥及軍艦製造用品ノ輸出ヲ禁止シタルモ、其ノ品目ハ當時英國ガ戰時禁制品ト看做シタル品目ト相同ジカラズ。即チ石炭ハ議會ニ向テ其ノ輸出品タルコトヲ明言シ、中立國ガ黑河ノ諸港ニ向テ輸送スル途ヲ遮斷シナガラ、内國臣民ノ之ヲ輸出スルヲ禁制セザリシナリ。

蓋シ内外均一ノ禁令ヲ發スルヲ以テ交戰國ノ常例ト爲サル所以ノモノハ他ナシ、戰時禁制品ナルモノハ關係ヨリ推ストキハ此ノ禁令ヲ要セザルニ因ル。抑モ戰時禁制品トハ商業ヲ禁ズルノ謂ニ非ズシテ、唯ダ敵國ニ輸送スルコトヲ禁ズルモノナリ。而シテ此ノ輸送ハ内國臣民ノ禁ゼズシテ爲サル所ナリ。否ナ爲スコト能ハザル所ナリ。何トナレバ一朝内國ノ船舶ヲ以テ敵港ニ入ルトキハ、船舶物トモニ沒收セラル、コト勿論ナレバナリ。故ニ内國臣民ノ敵國ニ輸入スルモノハ之ヲ禁ゼザルモ禁ジタルト同斷ナリ。此ノ點ニ於テハ中立國民モ内國臣民モ事實上全ク同等ノ地位ニ立ツモノナリ。

ナリ。

然ルニ直接ニ敵國ニ向テ輸送スルコト能ハザルニ於テモ猶ホ内國物品ノ敵國ニ向テ輸出スル途多クアリ、其重ナルモノ左ノ如シ。

- (一) 内國ニ於テ敵國商人ニ賣渡スコト。
- (二) 内國ニ於テ敵國ニ輸入スル中立國商人ニ賣渡スコト。
- (三) 中立地ニ輸出シ此處ニ於テ敵國商人ニ賣渡スコト。

以上數種ノ輸出方法ハ孰レモ内地又ハ中立地ニ於テ行フ所ナルヲ以テ、戰時禁制品ノ制トハ更ニ關係スル所ナシ。因テ戰時禁制品ト輸出禁止トハ全ク別事ト看做スベキモノナリ。

或ハ問フ者アラン。内國ニ於テ敵國商人又ハ中立商人ニ賣渡スモ其ノ物品ガ戰時禁制品タルトキハ彼等ハ之ヲ海外ニ向テ輸送スルコト能ハズ。故ニ之ヲ許スモ之ヲ禁ジタルト同一ナラント。答テ曰、各國戰時ノ狀況ヨリ推セバ彼等ハ先ヅ香港、上海ノ如キ事實上又ハ約束上ノ中立港ニ向テ船積シ、此處ニ於テ更ニ取引ヲ爲スベシ。是レ一日一中立港ニ陸揚ゲシタル後敵地ニ輸送セントスルモノヲ戰時禁制品ト看做スベカラザル所以ナリ（ラシンクトン英國捕獲例規提要第七十八條）

(參 考)

戰時ニ輸出ヲ禁止スル理由

提案者ノ理由書ニ言ハザル所ナリト雖モ、茲ニ參考ノ爲凡ソ戰時ニ於テ或ル物品ノ輸出ヲ禁止スル理由ヲ列示セバ左ノ如シ。

- (一) 敵國ヲシテ兵器彈藥等總テ陸海戰爭用具ノ供給ヲ我國ニ仰グ能ハザラシムル事。
- (二) 敵國ヲシテ普通生活用品ノ窮乏ニ陥ラシメ早ク降服ノ意ヲ發セシムル事。
- (三) 敵國ガ我國ニ對シ必需品ノ輸入ヲ禁ジタルニ對スル報復手段ヲ行フ事。
- (四) 內國ニ於テ戰時用品ノ缺乏ヲ來シ或ハ價格騰貴スルヲ豫防スル事。

以上第一ノ理由即チ兵器彈藥爆發物等直接ニ戰爭ニ用キル物品ハ特ニ禁令ヲ發セズシテ禁止ノ實ヲ擧グルコト易ク、且現ニ擧ゲツ、アル即チ兵器彈藥爆發ハ平時ト云ヘ雖人民ニ其ノ製造ヲ許可セザル國法タレバナリ。又若シ此ノ國法アルニ拘ハラズ、果シテ敵ニ賣渡シタル者アレバ之ヲ刑法ニ問フニ於テ何カアラン。何トナレバ我が刑法第三百三十條ハ其ノ目的ノ商業上ノ利益ヲ得ル爲ニスルト否ニ依リ區別ヲ立テズ、兵器彈藥ニ至リテハ敵之ヲ得テ其ノ戰勝ヲ計ルモノタルコト現然タレバナリ。

第二ノ理由、即チ敵國ヲシテ日常生活ノ用品ヲ缺クニ因リ、早ク降服ノ念ヲ起サシメントスルノ方策トシテハ內國臣民ニノミ此ノ如キ物品(米、石炭)ヲ敵國ニ輸入スルコトヲ禁ジタルレバトテ何等效能ナシ。此ノ策ヲ行ハント欲セバ海上ヲ封港シ、或ハ關係ノ物品ヲ戰時禁制品ト爲シテ中立國ヨリ輸入ヲ遮斷セザルベカラズ。然ラザレバ徒ニ中立國ノ商人ヲシテ我國ノ商利ヲ奪ハシムルニ止マラン。

第三ノ理由ニ依リ、報復手段トシテ平生供給スル物品ヲ敵國ニ輸入スルコトヲ禁ズルハ我が國民ガ彼レノ禁制手段ニ依リ困難ヲ感ズルノ時ニ於テ行フベキコトナリ。今日我が國民ハ未ダ何品ニ就キテモ窮乏ヲ感ゼズ。彼レノ豆麻等ヲ我レニ賣ラザルニ因リ多少我が貿易ニ影響ヲ被リタリトスルモ、我が報復手段ハ唯ダ我國ノ輸出ヲ減ズルノミニシテ其ノ損耗ハ却テ彼レノ禁止手段ノ爲メニ被ル影響ヨリモ重大ナルモノアルニ於テハ斷ジテ此ノ策ヲ取ルベカラズ。

第四ノ理由ニ依リ、戰時禁制品ノ內國ニ於テ缺乏シ、又ハ價格騰貴スルヲ避ケンガ爲メニ輸出ヲ禁ズルハ最モ考量ヲ要スルモノナリ。外國ニ於テ戰時ニ兵器彈藥以外ノ物品ヲ輸出スルコトヲ禁ズルハ多ク此ノ理由ニ依ル。然レドモ外國ガ此ノ理由ニ依リ輸出ヲ禁ズルハ獨リ敵國ニ向テ輸出スルヲ禁ズルノミナラズ、總テ外國ニ向テ輸出スルヲ禁ズルナリ。是レ注意スベキ一點ナリ。

今日ノ時ニ際シテ此ノ理由ニ依リ輸出ヲ全禁スベキヤ否ヲ決セントスルトキハ、物品ノ種類ニ依リ考察ヲ異ニセザルヲ得ズ。

兵器彈藥爆發物等ハ前述ノ理由ニ依リ實際輸出ヲ禁ジタルモ同然ナレバ論外ナリ。

硝石、硫黃、船舶ニ至リテハ兼テヨリ重要ノ輸出品タルニ非ズ。故ニ他日内國ノ缺乏ヲ豫防スル爲メニ其ノ輸出ヲ禁セント欲セバ則チ之ヲ禁ズルモ可ナリ。

米及石炭ニ至リテハ我國重要ノ輸出品ナリ。故ニ全體ノ經濟上ヨリ考察ヲ施サバ爾ベカラズ。若シ我國ニ於テ將來此等ノ物品闕乏シ、軍事上ニ大危害ヲ來スノ虞アレバ今日ヨリ其ノ輸出ヲ禁ゼザルベカラズ。然レドモ實際ハ我レノ産出スル所多キヲ以テ容易ニ此ノ如キ缺乏ヲ見ルベキニ非ズ。又戰時中ハ其ノ價格騰貴スベシト雖、之ニ因リ我が工業社會ニ及ブ影響ハ之ヲ其ノ輸出ヲ全禁スルニ因リテ貿易全體ノ上ニ來タス不利益ト比較スレバ輕重ノ別自ラ明ナリ。

商船捕獲戰

往昔英人ノ平時屢々行ヒタル商船捕獲ハ次第二今日ノ戰理ニ通ズルニ至レリ。假リニ「メサジユリーマリデム」會社或ハ「クナード」會社ノ郵便船一隻ヲ捕獲スルモノトセバ、昔時ノ帆船二十隻ヲ捕獲スルト同一ノ效力アリ。今日諸國民ノ競フテ其郵便船ヲ戰時ニ利用シ、以テ軍艦ノ動作ヲ補助セシメントスルハ全ク之ガ爲メナリ。

昨日ノ荷船ハ今日之ヲ郵便船ニ變ジ、今日ノ郵便船ハ明日之ヲ荷船ニ變ズルヲ得。是レ亞米利加西岸ノ郵便航路ヲ擔任スル「シヤル・ジュール・レユニ」會社所有船舶ノ例ニ依テ明カナリ。

商船捕獲戰ハ豫メ之ヲ準備セザルベカラズ。此事タル全ク難事ニアラズ。前記ノ戰略原理ニ由テ之ヲ解答スルヲ得ベシ。何ゾ以テ餘リ難事ニアラズト謂フ乎。曰ク海上ニ於ケル國際貿易ノ狀態ハ今日何人モ善ク之ヲ知了シ、且之ガ爲メ使用スル商船ノ速力ハ甚ダ遅キヲ常トスレバナリ。

各國ノ商務省及遞信省ハ毎年左ノ事項ヲ公布ス。

第一 郵便船ノ航路。

第二 郵便船ニアラザル商船ノ定規航路及不定規航路。

第三 「イロハ」別ケニシタル各寄港地ノ名稱。

第四 信書及商船ノ差立テ方ニ關スル詳細ノ訓令、例ヘバ出發及到着ノ日時、送達ニ要スル平均日數等ノ如シ。

此ノ如キ情報アルヲ以テ、伏ヲ設ケテ敵ヲ要撃スルコト極メテ容易ナリ。而シテ之ヲ爲ス營ニ交戦ノ初期ニ於テノミナラズ、戰爭中ハ或ハ其港ヲ出ルトキ或ハ其之ニ入ルトキヲ待チテ之ヲ捕獲スルヲ得ルナリ。

商船捕獲ニ任ズル軍艦ノ取ルベキ通路ハ本篇ニ示シタル戰略規則ニ據リ之ヲ畫クベシ。但商船ノ速力愈々少ケレバ戰略規則ノ效ヲ奏スル愈々大ナリ。

假ヘバマデール島ノ海濱ニ於テ捕獲セント欲セバ先ヅ該島ニ内通者ヲ作り、以テ精確ナル情報ヲ得ルヲ務メザルベカラズ。而シテ此海濱ニ來ル所ノ船舶モ亦寸時ヲ争ツテ商利ヲ競フモノナルガ故ニ、其到着及出發ノ時刻ハ豫メ之ヲ知ルヲ得ベシ。而シテ此等商船ノ出入運動ハ電報ヲ以テ一々之ヲ報ジ來ラシムベシ。我ハ之ニ依テ容易ニ我曲線ヲ畫クヲ得ルナリ。

若シ英國ガマブル島ニ一分艦隊ヲ置キ、以テ沖合ヲ監視シ、同國商船ヲ捕獲セントスルトキハ、我ハ港外百海里ニ於テ之ヲ待ツコトナク、宜シク三百海里ニ於テ之ヲ待ツベシ。然レドモ斯ノ如キ距離外ニ出デ、充分廣キ搜索界ヲ作ラント欲セバ、巡航艦三隻乃至四隻ノ一群ヲ用キザルベカラズ。而シテ我ニ於テ斯ノ如ク爲サバ彼ハ其商業中心ノ各港ニ軍艦ヲ配置セザルベカラザルノミナラズ、我ニ等キ艦數ヲ以テ足レリトスベカラズ。即チ我若シ巡航艦三隻乃至四隻ヨリ成レル艦群三隊四隊或ハ五隊ヲ設ルトキハ彼ハ其三倍、四倍或ハ五倍ノ兵力ヲ備ヘザルベカラズ。

現今ノ大速力ヲ以テスレバ、數隊ニ分散セル我艦群ハ數日ニ相集合シテ英ノ一艦群ヲ襲撃破碎スルヲ得ベク、若シ之ヲ破碎シ得ザルモ之ヲ其陣所ヨリ逐退シテ著大ナル捕獲ヲ爲スヲ得ルナリ。

佛國ハ歐洲ノ重ナル各海ニ四隻ヨリ成レル艦群三隊ヅ、ヲ配置スルコト極メテ必要ナリ。英國ハ之ニ對シ三倍ノ兵力ヲ各海ニ備ヘザルベカラズ。我若シ艦群四隊宛ヲ配置セン乎、彼ハ之ニ四倍スル兵力ヲ備ヘザルベカラズ。

故ニ四隻ヨリ成レル艦群三隊ニ應ズルニハ英ハ五隻ノ艦群九隊ヲ要シ、四隻ヨリ成レル我五隊ノ艦群ニ抗ズルニハ、彼ハ五隻ヨリ成レル艦群二十五ヲ要ス。即チ佛ノ巡航艦二十隻ニ對シ、英ハ百二十五隻ノ巡航艦ヲ使用セザルベカラズ。果シテ斯ノ如クナレバ英國ガ海上貿易權ヲ掌握スルノ利ト、其之ヲ保護スルガ爲メニ要スル費用ハ遂ニ相伴ハザルニ至ルベシ。而シテ斯ノ如キ結果ヲ生ズルニ至リシモ亦全ク汽力ヲ以テ風力ニ代ヘタルニ依ルナリ。

帆前艦ノ時代ニ在リテ彼我兩艦隊ノ遭遇スルハ全ク偶然ニシテ一ニ風向ノ如何ニ關セリ。當時商船ノ同一港ヲ發スルモノハ皆相待チテ一大商船隊ヲ作り、共同ノ警衛艦ニ伴ハレテ出發スルヲ常ト

セリ。而シテ攻撃者ノ艦數ハ到底此商船隊ノ船數ニ及バザリシヲ以テ其半數以上ヲ捕獲シ能ハザリシ。

今日ノ商用汽船ハ昔時ノ帆前船ヨリ大ナルコト五倍乃至六倍ナリ。是レ工商ノ競争上交通ノ迅速ヲ貴ブニ至リシ結果ナリ。而シテ今日ノ荷船ニシテ往時ノ如ク相待テ共ニ出發スル如キコトヲ爲サン乎、必ズ爲メニ經濟上ノ大恐慌ヲ來スベシ。又今日ノ商船ハ幅員ノ大ナルト螺旋ノ損害ヲ受ケ易キトニ依リ、難ヲ海岸ニ避ケ得ルハ甚ダ稀ナリ。且若シ今日商船隊ヲ組織セバ隊數甚ダ多カルベシ。昔時ハ百隻ノ商船ヲ以テ能ク一ノ商船隊ヲ作り得シモ、今日ハ之ヲ十ノ商船隊ニ區別セザルベカラザルガ如シ。而シテ商船隊ノ數増スニ從ヒ我商船捕獲巡航艦ノ功ヲ奏スベキ場合ハ増加スルモノナリ。

今日戰爭ノ起ルアラバ帆前船ノ航海ハ全ク之ヲ停メザルベカラズ。而シテ英國貿易ノ過半ハ帆船ニ做フモノナルヲ忘ルベカラズ。

曾テ佛英ノ戰爭數年ニ及ビシトキ、英人ハ優勢ヲ以テ我「フレガット」形ノ艦及「コルベット」形艦ヲ追躡シテ遂ニ之ヲ捕獲スルヲ常トセリ。然レドモ今日ハ我巡航艦ヲ追躡シ得ルト爲スモ、之ニ追及スルハ殆ンド爲シ能ハザル處ナルベシ。

無風風位ノ急變或ハ潮流ノ如キハ今日艦ノ進行ヲ左右スル能ハズ。縱ヒ幾分カ之ヲ左右スルモノ

トスルモ之ヲ利用シ以テ弱敵ヲシテ我挑戰ニ應ゼシムル能ハズ。今日ハ唯々極メテ迅速ナル艦ヲ以テ行フ處ノ特別ノ一戰術アルノミナレバ、商船捕獲戰ニ在テモ勝ヲ制スルハ速力ナリトス。而シテ吾人ノ英國ト戰フニ方リテハ斷乎トシテ商船捕獲戰ヲ爲サルベカラズ。是レ吾人ガ英國ニ對シテ使用シ得ベキ最良兵器ノ一トス。我海軍省ハ須ラク此理ヲ了解セザルベカラズ。

我海軍ハ世界ノ諸海ニ配置スル老朽ナル分艦隊ニ代フルニ迅速ナル巡航艦ヲ以テシ、之ヲシテ平時ヨリ商戰捕獲戰ヲ準備セシムベシ。而シテ之ヲ爲ス宜シク細微ノ事ニ至ルマデ注意シ、世界ノ重ナル地點ニ平時ヨリ眞正ナル間諜勤務ヲ設クベシ。是レ宣戰ノ翌日ヨリ詳細ナル情報ヲ得ルニ缺クベカラザルノコトナリ。

中立國ノ郵船ハ常ニ乘客ノ便乗ヲ許スモノナレバ、其乘客中ニ於テ伶俐忠實ナル間諜ヲ求ムルハ極メテ要用ニシテ、之ガ爲メニハ決シテ費用ヲ厭フベカラズ。因ニ記ス今日我海軍大臣ノ消費シ得ベキ機密費ハ至テ少キモノナリ。

情報勤務設置ニ附帶シテ起ル所ノ一大問題アリ。戰爭中海底電信線ノ運命是レナリ。

海底電信線ハ中立國ノ利益ヲ圖リテ之ヲ國際所有ト爲スベキ乎、將タ交戰國ハ勝手ニ之ヲ切斷シ得ベキモノナル乎。英國ハ或ル海濱ニハ電信線ヲ保存スルヲ利トスベシ。佛國モ亦然リ。故ニ我ニシテ善ク之ヲ利用シ得ザルトキハ速ニ之ヲ破壞スベシ。

要スルニ商船捕獲戰ハ種々ノ形狀ヲ呈スベキモノナレバ、我司令官タルモノハ之ニ從テ夫々準備スルヲ肝要トス。戰爭ノ起ルニ方リ、或ハ最モ不思議ナル事件ノ生ズルアルモ決シテ驚クベカラズ。宜シク最モ奇異ナル形勢ヲモ察シテ之ガ準備ヲ爲シ置カザルベカラズ。

我國ハ重ナル各海ニ四隻ヨリ成レル艦群四隊ヲ配置スベシト論ゼシガ、今大西洋、太平洋、印度洋及支那海ニ置クモノヲ合スレバ艦群十二隊巡航艦四十八隻ト爲ルベク、此艦數ヲ以テセバ英國ノ貿易ヲ妨害シ得ル明カナリ。我貿易モ亦必ズ多少戰爭ノ害ヲ蒙ルベキモ、我國ハ幸ヒ大陸ノ間ニ介立スルヲ以テ、米國其他歐洲諸國ヲ經テ陸路食品及商品ヲ國內ニ輸入スルヲ得ベシ。且我ノ蒙ル損害ト英國ノ蒙ル損害トハ其差天淵營ナラザルナリ。

歐洲諸港ノミニ出入スル商船ハ毎年一億噸ニ達シ、其中英國商船ハ四千噸ニシテ我商船ハ僅ニ一千二百噸ニ過ギズ。又商品ノ價格ニ依テ英佛ノ貿易ヲ比較スルニ、英ハ百八十億法、佛ハ九十億法ニシテ、其中英國商船ニ由ル處ノ價格百三十億法、我商船ニ由ルモノ四十億法ナリ。故ニ一朝開戦スルニ至ラバ英人ハ我國ヨリ三倍乃至四倍ノ害ヲ蒙ルベシ。

今日開戦スルニ至ラバ米國南北戰ノ際ト同ク海上保險料ハ著シク騰貴シテ航海業ノ利ハ其損ヲ補フニ足ラザルニ至ラン。

一小事タルテレルケビルノ遠征アリシニ方リテモ、猶ホ蘇士運河ヲ通過スル所ノ船舶ニ對スル保險料ハ非常ニ騰貴シ、爲メニ思慮アル船主ハ皆其船ヲ港内ニ繫留セシニアラズヤ。若シ其戰爭起ルニ至テハ果シテ如何ン。

英國ノ競爭者タル、若クハ且多欲ナル數國民ハ已ニ其國內ニ工場ヲ有シ、多數ノ商船ヲ有スルヲ以テ、英佛戰爭ノ際ニハ曾テ英國ガ南北戰ノ時米國ニ對シテ行ヒタル轍ヲ履ミ、競フテ英國ノ華主ヲ奪フヲ務ムベシ。而シテ交戦久シキニ亘ラバ英國ノ船主ハ皆破産シテ其所有ノ船舶ヲ外國ニ賣却スルニ至ラン歟、爰ニ至ラバ新航海會社諸方ニ勃興シテ英國ノ會社ニ代ハルベシ。斯ク世界ノ商勢ガ一變スル後チニ於テ、平和ノ條約ヲ結ビ再ビ商業ノ中心ヲ霧深ク海荒キ彼ノ小島ニ復セシメントスルモ亦如何トモスル能ハザルベシ。

ナポレオン帝ハ北米合衆國ハ他日英國ノ最大強敵ト爲ルヲ看破シ、且當時我海軍ノ微弱ナル到底ルヂヤースヲ守ル能ハザルヲ知り、七千五百萬法ニシテ之ヲ米國ニ讓與セリ。人アリ之ヲ帝ニ詰リシニ、帝ハ答ヘテ曰ク、此讓與タル米國ノ海軍勢力ヲ確實ナラシムルモノニシテ、之ヲ決行シタルハ英國ニ對シ一ノ競爭者ヲ作り、之ヲシテ其海上權ヲ奪ハシメンガ爲ナリト。

シカゴ博覽會ハナポレオンノ豫言セシ時機ノ將ニ到ラントスルヲ示スモノナリ。明年同博覽會ニ赴ク處ノ海軍々人ハ昨日マデ海軍問題ヲ忽諸ニ付シタル一強國ノ今日奏シタル進歩ヲ見テ一驚ヲ喫スルナラン。

シカゴニ赴ク者ハ必ズ上甲鐵艦ヨリ下潛行水雷艇ニ至ルマデ、悉ク斬新ノ形式ナルヲ見ン。米人ハ素ト工商ヲ業トスルモノナレバ具眼者ヲ驚嘆セシムルハ専ラ其巡航艦及搜索艦ノ精工美麗ナルニ在ルベシ。

造船上今日首位ヲ占ムルハ英國ニシテ、其諸造船所ノ造出高毎年八十萬噸ヲ超ヘザルナシ。合衆國之ニ次ギ毎年二十七萬噸ヲ造出ス。我國ノ如キハ英ノ二十分一即チ三萬二千噸ヲ造出スルニ過ギズ。然レドモ合衆國ガ英國ノ造船高ニ比較スルニ至ルハ遠キニアラザルベシ。又我現行商船法ニハ外國製ノ船ト雖佛國ニ旗ヲ掲グル商船ニハ航海獎勵金ヲ給スル簡條アリ。此條ヲ廢スルニアラザレバ我造船業ノ進歩ハ得テ望ムベカラズ。

商戰捕獲戰ノ事ニ復論スベシ。蘇士運河ノ開通以來英國商船ノ大部ハ皆途ヲ地中海ニ取ルニ至リシヲ以テ、佛國ハ此海ノ切斷即チツローン、コルス、ビゼルト線ヲ堅守スルヲ務ムベシ。

我國ガ地中海ニ好位地ヲ占ムルハ我ガ英ヲ腦マシ得ル首要ノ源因タリ。我國ノ戰略上有スル天然ハ實ニ我ヲシテ攻勢防禦ヲ取ラシムルモノナリ。

英國ハ之ニ反シ決シテ防勢ヲ以テ満足シ得ザル事情アリ。同國海軍ノ鋒タルコロンプ將官等嘗テ謂ヘルアリ。曰ク守勢ヲ取テ害ナキ國ハ水雷艇ヲ無上ノ攻撃具ト爲スヲ得ルモ、守勢ニテハ滅亡ノ虞アル國ハ水雷艇ノミヲ以テ足レリトスベカラズト。

我海軍省ガ大海戰即チ艦隊戰ヲ爲ス如キ妄想ヲ抱カズ、斷然海岸防禦及商船捕獲船ノ準備ヲ爲サバ、我國ハ十年ヲ出デズシテ屈強ノ海軍國ト爲ルベシ。事斯ノ如クナルニ於テハ英商ハ一ニ我ヲ恐レ、而シテ我ハ彼ヲ嘲笑スルニ至ラン。

ストエルク氏國際條約論

抄 譯

第七章

條約ノ締結ニ因テ生ズル法上ノ結果ヲ判斷スルハ、條約ヲ以テ一ノ權義事務ト見ルヤ、又之ヲ以テ國家ガ規準ヲ制定スル作用ノ一體裁ヲ見ルヤニ依テ其ノ歸趣ヲ異ニス。(以下略)

契約ノ體裁ヲ附シタル國際上ノ權義秩序ニ關スル新規準ハ、其ノ契約ノ協定スル所ニ從テ契約者双方ヲ羈束ス。

抑國際交通ノ規準ナルモノハ其ノ契約者ガ自ラ羈束セラル、ト云フヨリ他ナラザルガ故ニ、效力ナキ國際條約存在ヲ説クハ本來ノ性質ト全ク矛盾スト云フベシ。

條約ノ效力ヲ國際法上ノ效力ト、國法上ノ效力トニ區別スルハ學術上ノ研究ニ適當スベシト雖、國家ノ生活ノ實際ニハ適當セズ。國際ノ條約ナル者ハ其ノ效力アリテ若クハ將來ニ效力アルベクシテ始メテ存在ス。即チ條約ハ交渉スル二國若クハ數國ノ舉動ヲ意志ノ拘束ニ依テ支配シ得ベクシテ始メテ存在スルモノトス。(以下略)

條約ヲ以テ權義事務トスル説ニ於テハ、條約ハ唯ダ「外ニ向テ」效力ヲ有スルモ「内ニ向テ」即チ國家ノ生活ノ範圍ニ於テハ效力ヲ有セズトス。此説ハ實ニ國際條約ヨリ一切ノ法上ニ基礎ヲ奪ヘルモノト云フベシ。蓋シ其ノ何レノ處ニ於テ國際法上ノ效力ト國法上ノ效力ト相岐ル、ヤノ分界ヲ國際條約ニ就テ定メントスルモ事實ニ於テ決シテ得ベカラズ。且實際ニ於テ國ノ元首(皇帝)ト國民代表體(聯邦會議及議會)トノ間ニ衝突ヲ生ジ得ベシトノ事ハ未ダ以テ事實上連絡シテ分解スベカラザル事物ヲ理論上ニ分離セシムル爲メノ充分ナル論據トナスヲ得ズ。國際條約ノ效力ヲ内外ニ區別スルコトヲ最モ主張スル議論ニ於テモ、亦遂ニ此ノ衝突ヲ避クルノ方法ヲ得ザルニ非ズヤ。夫レ然リ、顧ミテ之ヲ實際ニ徵スルニ、條約ヲ正當ニ締結スルニ必要トスル法上ノ要件及法上ノ形式ハ、以テ條約締結ノ作用ト其ノ效力トノ統一ヲ保持シ、國際上ノ權義秩序ヲシテ内部國法上ノ規準ト國際條約ニ依テ負擔セル義務トノ間ニ生ゼル矛盾ノ爲メニ障礙ヲ受クルヲ免カレシムルニ足ルノ明證歷々見ルヲ得ベシ。(以下略)

國際交渉ノ實際ハ曾テ條約ノ效力ヲ國際法上ノ效力ト國法上ノ效力トノ別アルヲ知ラズ、而シテ條約締結ノ作用ト其ノ效力トノ間ニ統一ノ存スルガ爲メニ、何等ノ危險ナキコト上文述ブル所ノ如シ。且國際條約ヲ以テ單一ノ權義事務ト視テ、特ニ獨リ外ニ向テノミ效力ヲ有スルモノトシ内ニ向テ效力ヲ有セズトスルノ説ハ國際條約ヲ以テ法上ニ何等ノ意義ヲモ包含セザルモノトナスモノナリ。蓋シ條約ハ國家ノ意志ノ拘束トシテ自ラ有效ナルカ、然ラザレバ全ク何等ヲモ規定スルノ力ナ

クシテ、好シ其ノ最モ力アル場合ニ於テモ僅ニ條約各國ガ各其ノ内部ニ於テ並行ノ法律ヲ制定スル爲メニ不確定ナル外部ノ動機トナルニ過ギザルカ。説ヲ立ツル者ノ擇ム所ハ此ノ二途ノ一ニ出デザルベカラズ。若シ條約ニシテ單ニ他ノ國ヲ羈束シ、自國ヲ羈束セズト云ハバ、羈束セラルベキ義務者ハ果シテ何レニカアル。對手ヨリ云ヘバ自國ハ即チ他國ナリ。即チ所謂「外ニ向テ」ノ外ナル者ハ、全ク無關係ノ國ヲ指スカ、若クハ空虛ヲ指スモノトナラザルベカラザルベシ。抑モ吾人ハ國際條約ニ關スル學說ヲ以テ現今最モ發達シタル法律ニ關スル學說ト連絡セシメントス。而シテ此ノ連絡ハ實ニ避クベカラザルモノトス。乃チ之ヲ連絡スル時ハ、吾人ハ「法律及條約ハ國家及國家ノ肢體ヲ其ノ包含スル所ノ規定ニ從テ羈束ス」ト言ハザルヲ得ズ。或ハ條約ハ君主即チ條約ヲ締結スルノ權アル國ノ元首及其ノ繼承者自身ニ就テ意志ヲ拘束スルノミトスルノ説ニ至テハ、吾ガ獨逸ノ國體ハ全ク相抵觸ス。王ハ自己ノ爲メニ國家ノ作用ヲ爲スニアラズ。國ノ爲メニ之ヲ爲スノミ。王ノ國ノ名ニ於テ意志ヲ發表スルノ權アル限ニ於テ此ノ作用ヲ爲スヲ得ルノミ。王自ラ義務ヲ負フニ依テ、即チ又國ヲシテ義務ヲ負ハシムルモノトス。國際條約ニ關スル法理問題ハ獨リ國際法ニ基ツケル舊說竝ニ獨リ國法ニ基ツケル説ニ依テ解釋スベカラズシテ、國際條約ナルモノガ規準ヲ制定スルノ力ハ國家モ亦一ノ主格トシテ包含セラレタル國際上ノ權義秩序ノ光明中ニ照ラシテ始メテ理解スルヲ得ベキモノナルコト、此ノ點ニ於テ最モ明カニ之ヲ見ルヲ得ベシ。

條約ノ作用ハ其ノ内容ニ依リ、竝ニ其ノ規定ノ性質ニ依ル。條約ノ實體他ノ機關ノ協賛ヲ待タズ、元首ノ職權内ニ於テ處分スルヲ得ベキモノナルトキハ、條約ハ其ノ締結ニ依テ直ニ有效トナルモノトス。例ヘバ同盟ノ條約、承認ノ條約、中絶シタル外交上ノ交渉ヲ回復スル條約等ノ如キ之ナリ。若シ其ノ條約ノ事柄、他ノ機關ノ協賛ヲ要シ、更ニ其ノ施行ニ關シ細則ヲ要スルモノナルトキハ、則チ國家竝ニ其ノ政府ガ國法ニ依リ有スル發議若クハ施行ノ權ヲ行フニ方テ、條約ハ國家及其ノ政府ヲ拘束ス。但此ノ場合ニ於テハ發議若クハ執行ノ權ヲ有シ、隨テ條約締結ノ後之ヲ行フノ義務アル機關ニ豫メ條約ヲ知ラシメ置クベキモノナルハ論ヲ俟タズ。(以下略)

吾人觀察ノ要點ハ左ノ如シ。國際條約ニ國家ノ命令(ベフェール)及國家ノ施行命令(フョルツトクイフェルヲルトスング)ヲ含蓄スルハ國內ノ法律國內ノ命令(フェルヲルトスング)ニ之ヲ含蓄スルト異ナルコトナシ。國內ノ法律國內ノ命令ガ、公布ニ依テ國ノ意志トシテ知ルコトヲ得ベキニ至テ始メテ有效ナルト同ジク、國際ノ協定モ亦公布ニ依テ始メテ各人ヲシテ知ルヲ得ベキ國家ノ意志トシテ服從セシムルコトヲ得ルモノトス。此ノ公布ハ其ノ國法ニ依リ慣用スル法律公布ノ體裁ヲ以テスルヤ、又ハ命令公布ノ體裁ヲ以テスルヤハ條約ノ性質及其ノ成立ニ關スル規定ニ依テ定マルモノトス。之ヲ要スルニ吾人ハ左ノ如ク言フコトヲ得ベシ。曰ク條約ハ其ノ國法ニ規定シタル體裁ニ於テハ公布セラル、ニ至テ始メテ一般ニ拘束力アル國ノ法規トシテ效力アルモノトス。

獨逸帝國及其ノ各邦ノ法律公布ノ方法ハ極メテ缺點多シト雖モ、帝國及普漏生ノ條約ノ公布ノ方法ニ於テ缺漏及不當ノ點ハ服從スベシト云フ明文ヲ略シ、此ノ命令(ベフェール)ヲ瞑默ノ中ニ置クニ在リトスル說(ラバント、エリチツク等)モ亦根據ナキ說トス。條約ニ於テ引受ケタル義務ニシテ、之ヲ正當ニ引受ケタルモノナルニ於テハ、公布ハ此ノ義務履行ニ必要ナリト雖モ、特ニ其ノ履行ヲ命ズルノ命令ヲ必要トセズ。國家ノ元首ハ國家ノ名ニ於テ條約ヲ締結ス。其ノ條約ニ於テ發表シタル意志ノ宣言ハ法律上ノ職權内ニ於テ、及豫メ爲シタル公布ニ依テ之ニ干涉スル者ヲ悉ク羈束シ、必ズシモ別ニ官廳及人民ニ服從ヲ命ズルノ命令ヲ待タザルナリ。條約ニ「朕ハ欲ス」「朕ハ義務ヲ負フ」ト有效ニ書セラレタルトキハ、此ノ語ハ現行法規ノ範圍ニ於テ羈束ノ力ヲ有スルニ充分ナリトス。所謂法律ノ命令(ヂゼツツエイベフェール)ハ既ニ外國ニ對シテ條約ヲ締結スルノ權ヲ君主ニ與ヘタル憲法ノ條項ニ包含セラレタルモノトス。此ノ條項ニ依リ公布シタル君主ノ希望ハ、法上ニ強制ノ效力アル希望即チ命令(ベフェール)トナル。故ニ仍チ別ニ法律ノ命令(ヂゼツツエイベフェール)ヲ發スルハ重複ノミ。猶ホ朕ハ「朕ノ命令ニ服從スベキコトヲ命令ス」ト云フガ如キノミ。(以下略)

秘書類纂 **戰時禁制品問題** 終

戰時禁制品處分問題人名索引

- (イ) 伊藤博文 一、三、六、九、二五、九五、一九、一三〇、一三九
- 井上良馨 二六、
- 伊藤雋吉 三三、
- (ハ) 島山重明 八、
- 莫鎮藩 二九、三
- ハンネツケン 三七、四三、四四、四七
- パークス 一九九
- (ニ) 西源四郎 八、
- (ホ) ホイートン 一五二、一五七、一九五
- ホルランド 一八三、一八四、
- (ヘ) ペジエツト 二、
- ペジツク 二八、
- ヘンデルソン 四五、

ヘ フ テ ル 一七、
ベルンスドルフ 二〇三、

(リ) 李 慶 一四、二

リ ユ ニ エ 二〇〇、

(ル) ル、ホートクール 一九七、

ル モ ア ン 一九七、

(ヲ) 大越 成徳 四、

オルトーニン 五、

(ワ) ワ イ ル ド 三六、三七、三六、三三

ワ シ ン ト ン 三七、

(カ) カ メ ロ ン 二六、二七、二六、三三、

ガルスウルオシー 三六、四〇、四一、四二、四五、四六、

カ ウ エ ル 三七、

金子堅太郎 九五、

カルボ 一五一、一五九、一七八、二〇〇

(カ) 高木東太郎 七、九、一〇、一四、一七、一九、

田 上 省 三 八、

武 井 少 佐 二四、二五、

タムブリ 三六、四、

(レ) レーンホルム 五、五八、六一、

レ ス ベ 二〇〇、

(ナ) ナポレオン 二七、

(ラ) ラシングトン 一五七、一七三、一九五、二〇七、

(ム) 陸 奥 宗 光 一、三、四、二五、三〇、

(ウ) ウイルキンソン 四、

ウ 一 四七、

ウウテナオイユ 一五、

(ク) 黒 岡 帶 刀 七、一〇、一三、一四、一六、一八、二、

ク イ ン 三六、四五、

ク レ ア ン 五五、

- クリーボン 一〇八、
- クラボート 一六四、
- クルベール 一九七、
- グランビル 一九九、二三、
- (マ) マクリー 二、三三、
- マハーン 八三、
- マルテンス 一三三、
- マンニング 一五一、
- (ケ) ケブケン 一三三、
- (フ) ブラットレー 一四、一五、
- フリーマントル 四五、
- フイールド 一四九、
- ファツテル 一五一、
- ブリュンチユリー 一五、一七六、
- フェリー 一九九、二〇〇、

- (コ) コンメルセン 三三
- コックボルン 一四九、一五八
- コロンブ 二二八、
- (ア) 荒尾富三郎 九、一三、一七、三、
- アウベ 一八三、
- (サ) 西郷従道 四、一〇、一六、三五、
- 真田大尉 二〇、
- (ミ) ミツチエール 三七
- ミュレンステツド 四六、
- (シ) 清水市太郎 二四、三三、一三七、一三九、一三九、一四七、一五一、一五五、一六三、
- 一七〇、一七六、一八五、一八九、一九一、
- (エ) エウアンゼリアスタ 三六、
- (ヒ) 人見恒民 六、八、九一七五、
- ヒスレリカス 三三、
- ビスマーク 一五八、一八〇、二〇三、

人名索引

- (セ) 千往 成貞 八、
- (ス) スチープレハート 三三、
- スト エルク 三三〇、

昭和十一年一月二十日印刷
昭和十一年一月廿五日發行

(非賣品)



雜 纂
全

不許複製

校訂者 平塚篤

發行者 東京市杉並區西荻窪二ノ六六 塚篤

印刷者 東京市小石川區柳町二六番地 佐藤磨

東京市麴町區內幸町一ノ三(大阪ビル内)

發行所

秘書類纂刊行會

電話銀座(57)五八一八番
五一八九番
振替東京三一六六四番

3058



